

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

上 田 晋 一

目 次

1. 問題の所在
2. 買収法と全体公正価値評価
3. のれんの構成要素と連結手続
4. 対価に支配プレミアムを含む場合の連結手続
5. むすびにかえて

1. 問題の所在

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下, FASB) と国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下, IASB) がともに, 企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化する基準を公表し, 目下, 両審議会による共同作業として, パーチェス法手続に関する残された論点の検討が進められている。

2001年に公表された米国の財務会計基準書第141号 (Statement of Financial Accounting Standards No. 141: *Business Combinations*, 以下, SFAS141) は, 企業結合を「企業が, 1つまたは複数の他企業の事業を構成する純資産または持分を取得し, かつ, 他企業に対する支配を獲得する」(FASB [2001] para. 9) 取引と定義していたことから¹⁾, かかる定義と整合的な個別具体的

1) 2004年に公表されたIASBの国際財務報告基準第3号「企業結合」(International Financial Reporting Standards No. 3: *Business Combinations*) は, 企業結合を「別々の企業または企業の事業を1つの報告企業に統合すること」と定義し, 「ほとんど全ての企業結合は, 1つの企業すなわち取得企業が, 1つあるいは複数の他の企業すなわち被取得企業の支配を獲得することによって

ルールの在り方が模索されているわけである。その一つの成果として、FASB は 2004 年に「企業結合会計に関する FASB の暫定的決定の要約」(*Summary of FASB Tentative Decisions on Business Combinations as of July 27, 2004*, 以下、暫定草案)を公表しており、この暫定草案で示されたルールを軸に、2005 年中には公開草案ならびに確定基準が両審議会から公表される見込みである。

暫定草案の大きな特徴としては、従来のパーチェス法に替わり買収法(acquisition method)²⁾という新たな原則的手続が提案されていることが挙げられる。そこでは、取得企業ないし親会社が、被取得企業ないし子会社³⁾持分の 100% 未満を取得し支配従属関係を形成する場合の連結手続についても、買収法の原則と首尾一貫する形で行うことが求められている⁴⁾。その場合に適切とされる手続とは、まず被取得企業全体を公正価値評価し、その測定値と識別可能な取得資産・引受負債公正価値の純額との差をのれんとして認識するやり方、すなわち、非支配持分(noncontrolling interest)⁵⁾

生ずる」(IASB [2004] para. 4)とした上で、「全ての企業結合はパーチェス法を適用して会計処理されなければならない」(para. 14)とする。一方、2003 年に公表された日本の「企業結合に係る会計基準」は、企業結合を「ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること」(二・1)と定義した上で、企業結合の形態には「取得」と「持分の結合」の 2つが存在するとしている(企業会計審議会 [2003] 三・1)。企業結合の形態として「取得」しか認めないとするのが、FASB および IASB の基本的立場である。

- 2) acquisition method の訳語として「取得法」も考えられるが、パーチェス法(purchase method)の訳語としても用いられることがあるため、本稿ではこれと区別する意味で「買収法」という訳語を充てる。
- 3) 以下では、支配を獲得する側の企業を「取得企業」、支配される側の企業を「被取得企業」と称す。
- 4) FASB はかつて連結会計の方針と手続を検討するプロジェクトを立ち上げていた。連結手続については、1995年に公開草案「連結の方針と手続」(Exposure Draft: *Consolidated Financial Statement: Policy and Procedures*, FASB [1995])を公表したが、その後確定基準を公表するには至っていない。また、SFAS141では、子会社化による支配獲得も基準適用対象とされていたが、支配獲得時に少数株主持分が計上される場合の具体的ルールを示していなかった。
- 5) 少数株主持分と同義である。

に相当する部分も含めた連結のれんの計上を行う全部のれん方式である。

確かに、企業結合を「支配の獲得」と定義する以上、支配獲得時の連結手続に対して特段の会計基準を用意する必然性は乏しいといえるかもしれない。吸収合併等の形態による支配獲得であろうと、株式取得による親子会社関係の形成であろうと、経済的実質が同一とみなされるのであれば、双方に共通の画一的な会計手続を適用することが「比較可能性」の観点から望ましいと考えられるからである。

しかし、連結会計のあり方を巡っては、基礎的な概念⁶⁾と首尾一貫する会計手続を模索する試みが古くから行われており、未だ解決されていない多数の争点が存在する。支配獲得時の手続に関して言えば、仮に、被取得企業の識別可能な資産負債個別項目を全面的に公正価値評価することについては一応の同意が得られたと理解した場合でも、連結のれんの認識・測定ルールについては、全部のれん方式を採用するのか、それとも購入のれん方式を採用するのかを巡り、なおも見解の相違が残るだろう。

全部のれん方式の採用を主張する論者によれば、取得企業が被取得企業に払った対価は被取得企業の価値を裏付ける最善の根拠であるから、これをベースに被取得企業全体としての価値を推定計算すれば、被取得企業帳簿に記録されていない無形要素の存在を把握できる (Moonitz [1951] pp 55-60)。したがって、連結精算表上で被取得企業資本の修正を行うことにより、これら未認識の無形要素をすべてのれんとして計上しておき、投資と被取得企業資本の支配持分相当額を完全に相殺消去することが適切であるとされる (Moonitz [1965] chap 23, p 19, FASB [1991] paras. 228-232)。

他方、購入のれん方式とは、投資と被取得企業資本の支配持分相当額を相殺する際に生ずる消去差額を連結のれんとして計上するやり方である。

6) 代表的な概念として経済的単一体説 (Economic Unit Concepts) や親会社説 (Parent Company Concepts) を挙げることができる。それらの概念と総合的とされる一群の連結手続については FASB [1991] pp 34-35 に掲載の一覧を参照。

この方式の採用を主張する論者によれば、当該のれんは、支配獲得によって新規に生ずると期待される利益を、取得企業が有償取得した部分とみなされる (Moonitz [1965] chap 23, p 19)。とりわけ、被取得企業に支配株主がおり、彼らから株式をまとめて買い取らねばならない場合には、株式の市場価格を超過するプレミアムが、新規に生ずるはずの期待利益を超えない範囲で対価に上乘せられるはずである。その場合には、支配プレミアム込みの対価を、被取得企業全体価値計算の根拠として活用することは適切ではない (FASB [1991] paras. 234-235)。また、支配プレミアムに相当する部分に対価から控除することは実務上の困難を伴うため、連結のれんを投資消去差額として計上し、したがって、これを支配持分だけに帰属させるべきだとする (FASB [1995] para. 116)⁷⁾。

暫定草案の新ルールでは、以上みた連結のれんに関する争点がすっきりと解決されているのかどうか、詳しく検討してみる必要がある。以下、まず次節で買収法の原則的手続を検討する。3節では、設例に依拠し、買収法の適用により計上されるのれんの構成要素を考察し、具体的連結手続を示す。4節では株式取得対価に支配プレミアムを伴う場合について3節と同様の検討を行う。5節で小括を述べ、最終的に、暫定草案型のルールでは、有償取得部分に限りのれんを計上すべきとする思考が、ある特定の局面においては残らざるを得ないことを明らかにする⁸⁾。

-
- 7) 日本の連結財務諸表原則では、時価により評価する子会社の資産及び負債の範囲について、親会社の持分に相当する部分に限定する方法 (部分時価評価法) と少数株主持分に相当する部分を含めてすべてを時価評価する方法 (全面時価評価法) という2つの処理が認められているが、後者を適用する場合、「推定計算により少数株主持分について連結調整勘定を計上することにはなお問題が残されている」ため、「のれんの計上は有償取得に限るべきである」とし、全部のれん方式を採用していない (企業会計審議会 [1997] 第二部二5 (1) ③)。
- 8) なお、本稿は、取得企業が、被取得企業の発行済株式の過半数を現金で取得し、支配を獲得するごく単純なケースにおける連結手続を検討するものである。対価が現金以外の場合や支配獲得後に生ずる主要な連結手続の問題については稿を改めて検討したい。また、非支配持分の会計上の性格を巡る問題

2. 買収法と全体公正価値評価

SFAS141では、すべての企業結合に対してパーチェス法を適用すべきとしており、それは、次の手続に従って行うべきとされていた。まず取得企業を決定した上で (FASB [2001] paras. 15-19)、被取得企業に対する投資原価 (the cost of an acquired entity) を決定する。取得企業が対価として現金を支払った場合にはその現金支出額で、現金以外の資産を引き渡し、負債を引き受けた場合にはそれらの公正価値で原価を測定し (paras. 20-23)、その際、企業結合に直接関連する費用や、取得日に確定しうる条件付対価についても原価の一部をなす (paras. 24-27)。

取得企業は、このようにして決定した投資原価を、取得日における取得資産・引受負債の推定公正価値に基づき、それらに対して配分しなければならない (para. 35)。その場合、一定の認識規準を満たす無形資産 (契約上または法律上の権利から発生したもの、および分離可能かつ交換可能であるもの) については、被取得企業の財務諸表で認識済であるか否かに関係なく、のれんと区別して認識されなければならない (para. 35)。投資原価が取得資産・引受負債に配分された純額を超過する金額については、これをのれんとして資産計上する (para. 43)。

一方、暫定草案は、SFAS141と同様に、企業結合を「取得企業が1つまたは複数の企業に対する支配を獲得する取引または他の事象」(FASB [2004a] para. 5a) と定義しているが⁹⁾、これに該当する全ての事象に対し、

についても本稿では扱わない。

- 9) 「一般的に企業結合は企業の純資産あるいは持分を購入することによって生ずるものであるが、別的手段によっても生ずる」としている (FASB [2004a] para. 5a)。なお、暫定草案では「支配」の直接的な定義は示されていないが、「支配の存在は『ある会社が他の会社の議決権付発行済株式の50%超を直接あるいは間接的に所有すること』により示されるが、それ以外の状況下でも存在しうる」(para. 5a, fn2)との記述がある。本稿では、支配を「被取得企業の議決権付発行済株式の過半数を所有すること等を通じて、被取得企業の資産負債を排他的に使用または処分できる力をもつこと」と理解しておく。

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

パーチェス法に替わり、買収法と呼ばれる手続を適用すべきとする。ここで買収法とは、(a) 取得企業を決定し、(b) 被取得企業全体の公正価値を測定し、(c) 取得資産・引受負債個別項目を全面的に公正価値評価し、それらの純額を全体公正価値が超過する金額をのれんとして資産計上する、という一連の手続を指すものとされる (para. 12)。

買収法は、被取得企業純資産の取得という事象を取得企業の立場から表現する会計手続といえることから (para. 11)、具体的な認識・測定操作の実施に先立ち、結合当事企業のうちいずれか1つを取得企業と認定しなければならないとされる (para. 13)。取得企業の決定が不可能であるような企業結合は存在しないとする FASB の立場に変更はない。

買収法がパーチェス法と大きく異なるのは、投資原価の測定とその配分思考が放棄されている点である。買収法ではまず被取得企業全体の公正価値評価ありきとされていることから、企業結合に付随する費用は別途費用処理すべきとされており (para. 26)、条件付対価を払った場合には、取得日時点の公正価値で負債を計上すべきとされている (paras. 29-30)。また、取得資産・引受負債個別項目の認識・測定は、原価の配分によって行うのではなく、それらの項目を直接的に公正価値で評価することにより実施される。この場合、無形資産の認識要件については SFAS141 を踏襲している (para. 43)。のれんは差額として計算されるが、非支配持分が計上される場合、これに相当する部分についてものれんを認識しなければならない (paras. 48-49)。

以上述べた買収法の手続における最大の焦点は、被取得企業全体の公正価値をいかに測定すべきかであろう。ここで公正価値とは「取得日に存在する環境下で、取引の知識ある相互に無関係の自発的当事者が、被取得企業の全ての持分を交換する価格」(para. 18)を指すものとされている。この定義は、暫定草案と同時に公表された公開草案「公正価値測定」(Exposure Draft: *Fair Value Measurements*)で示されたものと同様であり、被取得企業

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

全体の公正価値は、そこにおいて記述されている公正価値測定の目的と首尾一貫する形で測定されなければならないとされる。

公正価値測定の目的とは、「実際には取引が行われない状況で資産負債を測定しなければならない場合に、自発的当事者間が現時点で行うであろう取引を仮想し、そこでの交換価格を推定すること」(FASB [2004b] para. 5)とされる。自発的当事者とは、より具体的には、「(a) 事情に精通し、資産負債および取引に関連する要因について一般的レベルの理解力を有し、(b) 同一市場において取引可能あるいは取引の意思があり、かつ、そのための法律および財務の知識を有する相互に無関連な売り手と買い手」(para. 5)を指す。したがって、被取得企業全体の公正価値評価をするためには、企業全体を1個の資産と捉え、それが合理的な第三者間で取引される企業買収市場の成立を仮想しなければならない。

このような前提条件のもとで、暫定草案は、全体公正価値の具体的な測定ルールをどのように定めているのだろうか。まず、「取得企業が被取得企業の全持分(あるいは全純資産)を取得することによって支配を獲得する第三者間の企業結合においては、大抵の場合、<何らかの企業評価手法を用いて直接測定した>被取得企業の公正価値と比べれば、引き渡される対価の公正価値のほうが明白な証拠となるし、信頼性ある測定値を得ることが出来る」ため、「とくに反証がない限りは、取得企業が被取得企業に引き渡した対価の公正価値をもって、被取得企業<全体の>公正価値とするべき」(FASB [2004a] para. 21, <>内は筆者)とされる。ただし、引き渡した対価の公正価値が第三者間で取引される価格を表していないとする明らかな証拠がある場合には、何らかの企業評価手法を活用してこれを求めなければならないとしている。

以上の測定原則が、被取得企業持分の100%未満を取得するケースにも同様に適用される。その場合、「引き渡した対価合計額の公正価値それ自体は、企業の公正価値(第三者間で被取得企業の全持分が交換される価格)を

示すわけではない」ことから、「引き渡した対価の公正価値を、被取得企業<全体の>の公正価値を決定する根拠として活用するとともに、取得日に入手可能な他の情報についても併せて活用しなければならない」(para. 22, <>内は筆者)としている。もし他の情報を勘案した結果、対価の公正価値が全体公正価値計算の根拠とならないことが明白である場合には、そのときに限り、何らかの企業評価手法を活用してそれを求めなければならないとしている。

3. のれんの構成要素と連結手続

上述のルールに従うと、支配獲得時の連結計算はどのように行われるのであろうか。以下、暫定草案に掲載されている設例に依拠し、この問題を考えていく。本節では株式取得の対価に支配プレミアムがない場合、次節では支配プレミアムが上乘せされている場合について、それぞれ買収法の適用により計上される連結のれんの構成要素に着目しつつ、具体的な連結仕訳を示していく。

[設例 1] (FASB [2004a] para. A14)

取得企業 (AC) は、標的企業 (TC) 株式を最低限 80% 入手できるのならば、TC の全株式 (1,000 万株) を 1 株 10 ドルで買い付ける意思がある旨の宣言 (株式公開買付) を行った。TC 株式は公開されており、広く分散所有されているものとする。その後、AC は TC 株式の 90% を現金 9,000 万ドル (1 株 10 ドル) で取得した。公開買付の声明がなされる前の週において、TC 株式は 1 株当たり 8.85 ドルから 9.15 ドルで売買されていた。取得日後の第 1 週目において、TC の残り 100 万の発行済株式の売買は継続されたが、出来高は極めて低く、価格は 1 株当たり 8.50 ドルから 13.00 ドルの幅で乱高下した。

この設例では、被取得企業 TC の株式は広く分散所有されているとの仮定が置かれていることから、取得企業 AC が TC の既存株主から支配

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

持分を一括取得するために特別なプレミアムを払わねばならないとする証拠は見あたらない。また、AC は TC の全発行済株式に対して 10 ドルを支払う意思を表明している。これらの情報を勘案すれば、当該企業結合では、買付提示価格 10 ドルを「第三者間で TC の持分 100% と交換される価格」であると判断するのが妥当とされる。したがって、対価 9,000 万ドル (1 株 10 ドル) を最善の根拠に TC 全体公正価値を推定計算すると、この場合には、10,000 万ドル (=1 株あたり買付提示価格 10 ドル×1,000 万株) という測定値を得る。

買収法に従えば、AC は TC 全体の公正価値が TC の識別可能な純資産公正価値を超過する部分については、全額のれんとして資産計上しなければならない (para. 48)。このルールに基づいて計上されるのれんの構成要素を確認するため、上の設例に次の条件を加えてみよう。

[設例 1']

取得日における TC の純資産帳簿価額は 8,000 万ドルであった。AC の取得資産及び引受負債個別項目はすべて取得日前 TC 貸借対照表に記載済のものであり、それら項目の公正価値はすべて帳簿価額と等しいものとする。また、のれんと区別して新規に認識すべき無形資産は存在しなかったものとする。

SFAS141 によると、従来の会計実務の上で、のれんとして認識されている金額の中には次の 6 つの要素が含まれているとされる (FASB [2001] paras. B102-105)。

- (1) 取得日における被取得企業の純資産帳簿価額をその公正価値が超過する金額
- (2) 取得日において被取得企業が認識していない他の純資産の公正価値
- (3) 被取得企業が「継続企業」であることから発生している要素の公正価値、すなわち、複数資産を集合的に活用することによって、資産

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

を単独で使用することから得られる利益を超えて発生するシナジー
その他の便益の公正価値

(4) 取得企業の純資産と被取得企業の純資産が結合することによって新規に生ずると期待されるシナジーその他の便益の公正価値

(5) 引き渡す対価の測定誤差を原因とする対価の過大評価

(6) 取得企業による過大な支払あるいは過小な支払

上の設例では、仮定により、(1)と(2)が計上されることはない。対価が現金であることから、(5)が生ずることはあり得ず、合理的な第三者間取引から(6)が生ずるとは考えにくい。したがって、この場合に計上されるのれんは、(3)被取得企業に既存のシナジー、および(4)新規に生ずると期待されるシナジーという2つの中核的要素から構成されるはずである¹⁰⁾。前者を G_1 、後者を G_2 と表記しよう。

まず、AC が TC 株式の公開買付を宣言する直前の TC 時価総額と、TC 純資産公正価値との差額は、支配獲得前の TC 時価総額に反映されていた既存のシナジー G_1 であると解釈する。

公開買付宣言前 TC 時価総額

$(8.85+9.15) \div 2 \times 1,000$ 万株 9,000 万ドル

差引 TC 識別可能純資産額 (公正価値=簿価) 8,000 万ドル

支配獲得前に既に発生していたシナジー (G_1) 1,000 万ドル

次に、先に実施した TC 全体公正価値の推定値と時価総額との差額については、支配を獲得することにより新規発生が期待されるシナジー G_2 であると解釈する。

10) SFAS141 は、この2つを「コアのれん (core goodwill)」と称している (FASB [2001] para. B105)。

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

TC 全体公正価値の推定値	10,000 万ドル
差引 公開買付宣言前 TC 時価総額	<u>(9,000 万ドル)</u>
支配獲得により新たに生ずるシナジー (G ₂)	<u>1,000 万ドル</u>

したがって、AC は、取得日に G₁ と G₂ の合計 2,000 万ドルをのれんとして資産計上しなければならない。

さらに、設例の企業結合では非支配持分が計上されることから、のれんを支配持分と非支配持分の双方に配分する手続が必要とされる。暫定草案が示す配分ルールに従えば、まず「全体公正価値の支配持分相当額 (the fair value of the controlling ownership interest)」と「識別可能な取得純資産公正価値の支配持分相当額 (the controlling interest's share in the fair value of the identifiable net assets acquired)」の差額を支配持分へ配分した後、当該配分額をのれんから控除した残額については、これを非支配持分へ配分する。ここで、「全体公正価値の支配持分相当額」とは、(a) 対価を引き渡している場合には当該対価の取得日における公正価値、および、(b) 支配獲得前投資がある場合には当該投資の取得日における公正価値、の合計額とされる (FASB [2004a] para. 49)。設例では支配獲得前投資はないため、支配持分への配分額と非支配持分への配分額は、それぞれ次のように計算される。

TC 全体公正価値の支配持分相当額	
(株取得対価の公正価値)	9,000 万ドル
差引 識別可能純資産公正価値の支配持分相当額	
(8,000 万ドル×90%)	<u>(7,200 万ドル)</u>
支配持分へ配分されるのれん	1,800 万ドル
非支配持分へ配分されるのれん	
(2,000 万ドル-1,800 万ドル)	200 万ドル

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

以上の計算を連結精算表上で行う仕訳の形で示すならば、まず、投資と資本の相殺消去手続（資本連結）に先立って、次のように TC 資本を修正し、 G_1 と G_2 から構成されるのれん 2,000 万ドルを予めこれに反映させておく必要がある（単価：万ドル、以下同じ）。

（借）のれん	2,000	（貸）評価替剰余金	2,000
--------	-------	-----------	-------

次に、TC に対する投資 9,000 万ドルを評価替後 TC 資本 10,000 万ドル（=8,000 万ドル+2,000 万ドル）の 90% と相殺消去する。

（借）TC 資本簿価	7,200	（貸）TC に対する投資	9,000
評価替剰余金	1,800		

ここで投資と相殺される評価替後 TC 資本の 90% に相当する額には、AC へ配分されるのれん 1,800 万ドル（ $= (G_1 + G_2) \times 90\%$ ）が既に含まれているため、投資消去差額が記録されることはない。

最後に、評価替後 TC 資本 10,000 万ドルの 10% に相当する額を非支配持分へ振り替える。

（借）TC 資本簿価	800	（貸）非支配持分	1,000
評価替剰余金	200		

以上の連結仕訳は、被取得企業資本の修正により予めのれんを計上しておき、投資とそれに対応する被取得企業の評価替後資本を完全に相殺するという意味においては、従来から提案されていた全部のれん方式と同じである。ただし、従来のそれは、被取得企業資本に期待シナジーを含めておくことまでは含意していなかったように思われる。

暫定草案は、被取得企業全体の公正価値評価額を、第三者間で成立する仮想的な完全買収価額であると定義している。そのような仮想的取引は、被取得企業に対する支配の獲得を前提として行われるはずであり、したがって、その仮想的買収価額には、取得日前の時価総額を超過する期待シナジーが織り込まれると見るのが妥当である。以上のような公正価値の定義に従う限り、G₂に相当する部分についても資本に反映させておく必要があるだろう。

4. 対価に支配プレミアムを含む場合の連結手続

〔設例 2〕 (FASB [2004a] para. A17)

TC の発行済株式 1,000 万株のうち 60% は 1 人の創業株主 (FS) が所有し、残りの 40% は広く分散所有されており、後者は 1 株 9.85 ドルから 10.15 ドルの幅で売買されているものとする。また、FS は自分の所有する TC の 60% 支配持分を売却したいと望んでおり、この業界に関する知識に依拠した戦略的な判断から、買収企業としては AC が最適である（かつ、売却対象となるすべての潜在的買い手の中で最高入札者である）と考えている。内密の交渉を通じて、AC は、取得日に売買されている非支配株式の市場価格に 1 株 3.50 ドルのプレミアムを加味し、FS が保有する TC 株式のすべてを現金 8,100 万ドル（1 株当たり 13.50 ドル）で取得した。AC は、次の査定から当該プレミアムは許容範囲内であるとみている。

- (a) 市場で競合する可能性のある他社にとって、TC は全体として 11,000 万ドルから 13,000 万ドルの価値があるものと考えられる（TC と類似する企業についての市場比較、および、そのような競合他社が買収を実施したならば達成できると思われるシナジーについての最善の見積もりに依拠）。
- (b) AC は、他の市場参加者と同程度のシナジーを引き出すことが可能であると同時に、AC の完全子会社が専有している技術および知識を TC に対して開放することによって、更なるシナジーを引き出すことが可能である。

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

取得日後の第1週目において、非支配株式400万株の売買は継続されたが、出来高は極めて低く、価格は1株当たり8.50ドルから13.00ドルの幅で乱高下した。

この設例では、TCの既存支配株主から株式を一括取得するために、ACが特別なプレミアムを支払ったとする明白な証拠を確認できる。また、取得日後の非支配株式の価格変動に関する情報から判断すると、当該プレミアム込みの価格(1株13.50ドル)は、第三者間でTCの発行する全株式が交換される価格を表しているとは言えない。したがって、仮に対価をベースにTC全体の公正価値を推定計算してみると13,500万ドル(=13.50×1,000万株)という値を得るが、これは適切な測定値ではないということになる。

では、この場合にTC全体の公正価値をどのように測定すべきであろうか。暫定草案が示すところによれば、まず投資8,100万ドルに、取得日における非支配株式の時価総額4,000万ドル(= (9.85+10.15) ÷ 2 × 400万株)を加えると12,100万ドルという測定値を得る。この値は事前の査定で得ていた第三者にとってのTC全体価値(11,000万ドルから13,000万ドル)と矛盾しないため、さしあたりこの12,100万ドルをTC全体の公正価値とみなしておく。ただし、ACは、公正価値公開草案で記述されていた公正価値測定の目的と適合する適切な企業評価手法を活用することによって、この12,100万ドルという測定値がTC全体公正価値の最善な推定値となりうるのかどうかを見直し、場合によってはこの値を修正しなければならない(para. A18)。

ここで、12,100万ドルという測定値の精度については問題とせず、当面、この値をTC全体の公正価値とみなしておこう。その上で、[設例1']と同じ条件を上設例に加え、当該企業結合において計上されるのれんの構成要素と具体的連結手続を考察していく。

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

この設例でも、TC 全体の公正価値を、第三者間で成立する仮想的な完全買収価額とする定義に従う以上、AC が計上すべきのれんは、既存シナジー (G₁) と期待シナジー (G₂) という 2 つの要素から構成されるはずである。G₁ については、取得日前の非支配株式の時価 10.00 ドル (= (9.85 + 10.15) ÷ 2) に関する情報から、次のように計算する。

支配獲得前の TC 株式の時価総額

(10.00 × 1,000 万株)	10,000 万ドル
差引 TC 識別可能純資産額 (公正価値 = 簿価)	<u>(8,000 万ドル)</u>
支配獲得前に既に発生していたシナジー (G ₁)	2,000 万ドル

他方、G₂ については、設例 1 と同様、TC 全体公正価値の推定値と時価総額との差額として計算される。

TC 全体公正価値の推定値	12,100 万ドル
差引 支配獲得前 TC 株式の時価総額	<u>(10,000 万ドル)</u>
支配獲得により新たに生ずるシナジー (G ₂)	2,100 万ドル

以上から、AC は、G₁ と G₂ から構成される 4,100 万ドルを取得日ののれんとして計上しなければならない。ここで計上される G₂ は、AC が FS に対して払った支配プレミアムの総額 2,100 万ドル (= 3.50 ドル × 600 万株) に等しい。

なお、設例では、AC は既存子会社が専有する技術および知識を TC に対して開放することにより、更なるシナジーを引き出すことが可能とみていた。しかし、このような取得企業にのみ発生すると予測されるシナジーが資産計上されることはない。期待シナジーは、あくまで第三者間で成立する仮想的完全買収価額 (12,100 万ドル) に反映されている部分に限り計

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

上されなければならないからである。

次に、支配持分と非支配持分の双方にのれんを配分する手続が必要とされるが、設例 1 と同じく、まず「全体公正価値の支配持分相当額」と「識別可能な取得純資産公正価値の支配持分相当額」の差額を支配持分へ配分し、次に当該配分額をのれんから控除した残額を非支配持分へ配分する。ただし、「全体公正価値の支配持分相当額」は、取得日における対価の公正価値で測定されることから、上の設例では、現金支出額 8,100 万ドルと TC 識別可能純資産の 60% に相当する額との差が、支配持分へ配分される。

TC 全体公正価値の支配持分相当額

(株式取得対価の公正価値)	8,100 万ドル
差引 識別可能純資産公正価値の支配持分相当額	
(8,000 万ドル×60%)	<u>(4,800 万ドル)</u>
支配持分へ配分されるのれん	3,300 万ドル
非支配持分へ配分されるのれん	
(4,100 万ドル－3,300 万ドル)	800 万ドル

以上の計算を連結精算表上で行う場合、まず、資本連結に先立って TC 資本を修正しておくが必要になる。しかし、評価替剰余金に G₂ を含めてしまうと資本連結時に問題が生じてくる。仮に G₁ と G₂ の合計からなる 4,100 万ドルの評価替剰余金を計上したならば、次に、評価替後 TC 資本 12,100 万ドル (=8,000 万ドル+4,100 万ドル) のうち AC 持分 7,260 万ドル (=12,100 万ドル×60%) を投資 8,100 万ドルと相殺しなければならないが、これは適切な会計処理とは言えない。なぜならば、この相殺消去により記録される投資消去差額 840 万ドル (=8,100 万ドル－7,260 万ドル) は、先に計上した評価替剰余金に含まれる 2,100 万ドル (=G₂) のうち非支

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

配持分に相当する金額 (2,100 万ドル×40%) であるから、のれんの二重計上となる。

そこで、連結精算表上では、まず TC 資本の修正を行うが、次に示すように G₁ についてだけこれに反映させておく。

(借) のれん	2,000	(貸) 評価替剰余金	2,000
---------	-------	------------	-------

その上で、次に示すように投資 8,100 万ドルを評価替後 TC 資本 10,000 万ドル (=8,000 万ドル+2,000 万ドル) の 60% と相殺消去する。

(借) TC 資本簿価	4,800	(貸) TC に対する投資	8,100
評価替剰余金	1,200		
のれん	2,100		

上の仕訳により、投資消去差額としてのれんが G₂ だけ計上されるが、この金額は AC が FS に対して払った支配プレミアムに他ならない。つまり、対価を限度としてのれんが計上され、それは新規に獲得するシナジーから構成されている。この仕訳では購入のれん方式の思考が端的に表れていることに注目しておきたい。

最後に、評価替後 TC 資本の 40% を非支配持分へ振り替える。

(借) TC 資本簿価	3,200	(貸) 非支配持分	4,000
評価替剰余金	800		

以上の連結仕訳から、G₁ については支配持分と非支配持分の双方へ配分されるが、G₂ については支配持分だけに配分されることがわかる。

5. むすびにかえて

FASB の暫定草案は、企業結合を一義的に定義し、支配の獲得とみなしうるすべての事象に対して買収法という画一的手続の適用を要求している。買収法の最大の特徴は、投資原価の配分思考が捨て去られ、まず被取得企業全体の公正価値評価ありきとされている点にある。その場合の全体公正価値とは第三者間で成立する仮想的完全買収価額を意味し、その測定値には支配の獲得によって新規に生ずる期待シナジーも織り込み済みと想定される。連結精算表上では、被取得企業の資本を、全体公正価値に一致するまで予め修正しておき、資本連結時に投資消去差額を記録しないようにすることが要求される。

しかし、株式取得対価に支配プレミアムが含まれる場合には、被取得企業の資本を全体公正価値に一致するまで修正してしまうと、資本連結手続に問題が生じてしまう。期待シナジーについては資本に反映させず、資本連結時に投資消去差額として計上しなければならない。以上のように、暫定草案で示されるルールには、全部のれん方式と購入のれん方式の2つの思考が混在している。

もっとも、前節で示した連結計算は、非支配株式の時価総額と現金支出額との合計を全体公正価値の最善な推定値とみなしうる場合に限り成立するものである。暫定草案によれば、このような単純合計値は予備的な意味をもつ測定値に過ぎず、別の企業評価手法を用いることによって、もっと精度の高い測定値を算定することが望ましいとされていた。その場合に利用すべき企業評価手法としては、マーケットアプローチ (market approach) やインカムアプローチ (income approach) などが挙げられているが¹¹⁾、それ

11) マーケットアプローチとは、主に市場における類似企業データの収集・比較によって被取得企業の評価を行う方法である。インカムアプローチとは、主に予測利益や予測キャッシュフロー等の変数を企業評価モデルに代入するこ

ら手法の利用によって生ずる連結手続上の問題については改めて検討してみなければならぬ。

特に、企業評価手法の活用により全体公正価値の最終的評価額を得たが、その支配持分相当額が対価の公正価値を上回る場合には、相殺消去不可能な超過額をどのように会計処理すればよいのかという問題が生ずる。暫定草案によれば、そのような事態が生じた場合¹²⁾、まず被取得企業全体の公正価値を見積もるために実施された手続をあらゆる利用可能な証拠をもって見直すべきとされる (para. 50a)。それを行った上でなお超過額が残る場合には、次の手続を行わなければならない。すなわち、「被取得企業全体公正価値の支配持分相当額が（中略）対価の公正価値を超過する額については、のれんの支配持分分配額を減額させなければならない。のれんの非支配持分分配額についても同様の比率をもって減額しなければならない。のれんを全て減額させた後、なお超過額が残る場合には、取得日の属する期間の損益計算書でこれを利益として認識する」(para. 50b (2))。そこで最後に、このルールの下での計算をごく手短かに確認しておきたい。

本稿の設例 2 における TC 全体公正価値の評価額が 15,000 万ドルであり、他の条件は同じであるとするならば、のれん 7,000 万ドル (=15,000 万ドルー取得純資産公正価値 8,000 万ドル) が暫定的に記録される。この場合、全体公正価値の AC 持分相当額 9,000 万ドル (=15,000 万ドル×60%) が対価の公正価値 8,100 万ドルを超過するが、この超過額 900 万ドルを、AC 持分に配分される暫定のれん 4,200 万ドル (=7,000 万ドル×60%) から減額する。結果として、AC 持分に帰属するのれんは設例 2 と同額の 3,300 万ドル (=4,200 万ドルー900 万ドル) になる。したがって、全体公正価値を

とにより、当該企業の評価を行う方法である。FASB [2004a] paras. A21-24 を参照。

- 12) いわゆる割安購入 (bargain purchase) のケースである。こうしたことは、例えば、被取得企業の所有者が、法的な要求事項等の理由によって企業の売却を強いられており、市場における複数の潜在的買い手を吟味する時間的余裕がない状況下で起こりうる。FASB [2004a] paras. A83-84 を参照。

全部のれん方式による連結手続と公正価値測定

どのように測定しようとも、支配持分に帰属するのれんは株式取得対価を限度として計上されることになる。

一方、非支配持分に配分される暫定のれん2,800万ドル(=7,000万ドル×40%)からAC持分のそれと同様の比率(900/4,200)をもって計算された額だけ控除すると、最終的に非支配持分に帰属するのれんは2,200万ドル(=2,800万ドル-2,800万ドル×900/4,200)になる。設例2で計上された非支配持分に帰属するのれん800万ドルと比べると、金額としては期待シナジーと解釈される1,400万ドルだけ多くなる。

ここで、被取得企業の識別可能な取得純資産公正価値8,000万ドルと最終的に計上される連結のれん5,500万ドル(=3,300万ドル+2,200万ドル)の合計13,500万ドルは、1株あたり株式取得対価13.50ドルを全体公正価値計算の根拠に用いたならば得られたはずの測定値(13.50ドル×1,000万株)と等しくなる。このような計算結果を見る限りでは、あえて企業評価手法を用いて全体公正価値を測定することにどれほどの意味があるのか、疑問が生ずる。仮想的取引に依拠する公正価値測定の論拠をさらに追究する必要がある。

最近の国際的な会計基準設定の傾向として、資産負債中心観の重視、とりわけ公正価値による資産負債測定の徹底化、また、それによる会計基準の原則主義化を指摘することができる(SEC [2003], Schipper [2003])。本稿で検討した買収法も、そのような潮流の中で提案されてきた原則主義的ルールの一つと捉えることができよう。企業結合会計と連結会計を「企業買収」という観点から統一的に扱う行き方は、日本の現行ルールとの相違を拡大させるものであり、引き続きその動向に注目しておく必要がある。

参 考 文 献

- Financial Accounting Standards Board [1991] Discussion Memorandum: *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*.
- Financial Accounting Standards Board [1995] Exposure Draft: *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*.
- Financial Accounting Standards Board [2001] Statement of Financial Accounting Standards No. 141: *Business Combinations*.
- Financial Accounting Standards Board [2004a] *Summary of FASB Tentative Decisions on Business Combinations as of July 27, 2004*.
- Financial Accounting Standards Board [2004b] Exposure Draft: *Fair Value Measurements*.
- International Accounting Standards Board [2004] International Financial Reporting Standards No. 3: *Business Combinations*.
- Moonitz, M. [1951] *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, Inc. (片野一郎監訳・白鳥庄之助訳『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1964年)
- Moonitz, M. [1965] “Consolidated Statements,” in R. Wixon ed., *Accountant’s Handbook*, 4th, The Ronald Press.
- Schipper, S. [2003] “Principles-Based Accounting Standards,” *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1: pp. 61-72.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2003] *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.
- 企業会計審議会 [1997] 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』
- 企業会計審議会 [2003] 『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』

(付記1)

本稿は、日本会計研究学会第63回大会(2004年9月)で筆者が行った自由論題報告の内容を大幅に加筆修正したものである。

(付記2)

本稿は、平成16年度成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。